

事 務 連 絡
令和元年 12 月 25 日

各都道府県 衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局健康課

「日常生活動作が自立している期間の平均（平均自立期間）」の
データ公開について

我が国は世界屈指の高齢社会を迎えております。この状況の中、国民誰もがより長く元気に活躍できるよう、全世代型社会保障の構築に向けて、平成 30 年に厚生労働省に「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部」を立ち上げ、令和元年 5 月に「健康寿命延伸プラン」を策定したところです。

この策定の過程において、「健康寿命の在り方に関する有識者研究会」を立ち上げ、有識者の方々による議論の結果、現在の健康寿命の妥当性が確認されるとともに、介護保険データを用いた「日常生活動作が自立している期間の平均（平均自立期間）」を補完的に活用していくことが提案されました。

この指標については、全国及び都道府県別に算出された結果を、公益社団法人国民健康保険中央会の協力を得て、同会のホームページを通じて公開することになりました。なお、都道府県より小さい単位での算出結果については、国保データベース（KDB）システムで各市町村において確認するようにお願いいたします。

また、この指標を取り扱う際の注意点について、以下にまとめておりますので、適切に利活用していただくとともに、適宜「健康寿命の在り方に関する有識者研究会」報告書を参考にするようお願いいたします。

なお、各保険者には、国民健康保険中央会から国民健康保険連合会を通して別途通知がある旨申し添えます（別添資料）。

「日常生活動作が自立している期間の平均」を取り扱う際の注意点

1. 「日常生活動作が自立している期間の平均」は介護保険データを用いるため、毎年・地域毎の算出が可能ではあるが、小規模市町村においては対象年の死亡数の多寡によって誤差が大きくなることから、3年分の死亡情報を用いることが推奨される。国保データベース（KDB）システムにおいては、人口13万人以上の自治体では1年分の死亡情報を用い、人口13万人未満の自治体では3年分（対象年次に加えて、対象年次の1年前及び2年前）の死亡情報を用いている。
2. 「日常生活動作が自立している期間の平均」は、介護保険データを元に算出を行うため、原則として65歳以上が対象であり、要介護2以上というカットオフ値としている。国保データベース（KDB）システムにおいては、0歳以上の平均自立期間を対象とするため、40歳以上の要介護2以上認定者を不健康とみなしている。
これらは、現行の健康寿命の指標である「日常生活に制限のない期間の平均」と比して異なる基準であること等の理由から、現行指標よりもかなり限定的な範囲に注目した指標と考えられる。
3. 「日常生活動作が自立している期間の平均」及び「日常生活に制限のない期間の平均」は、ともに算出上の誤差が存在することから、誤差を考慮せずに算出値間を比較したり順位付けすることは慎むべきである。他の地域との比較よりも自地域（同一地域）の経年変化に着目する、「点」ではなく「幅（95%信頼区間）」で見る、誤差の影響を均すために3年間の移動平均値を見る、健康寿命だけでなく「不健康期間」にも着目する、といった姿勢が適切と考えられる。